



佐川町で新婚生活を始めるあなたへ。新生活を応援します。

## 佐川町新婚生活応援事業補助金のご案内



佐川町では、少子化対策として、結婚に際して新居となる住宅の購入費や家賃、引越などにかかった費用について、1世帯当たり30万円を上限として補助金を交付します。



### 対象となる方は

次の①から⑧の条件をすべて満たす方が対象です。

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている夫婦
- ② 婚姻日に夫婦とも39歳以下であること
- ③ 夫婦の所得の合計が500万円未満（最新の所得証明により判断）  
◎奨学金を返済している方は令和5年中に返済した額を所得から控除できます。
- ④ 入居する住居が佐川町内にあり、申請時に夫婦の一方もしくは両方の住所が該当する住居になっていること
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥ 町民税等（住民税・国保税・水道料・保育料等）及び県税（自動車税・不動産取得税等）の滞納がないこと
- ⑦ 過去に他市町村でこの制度による補助を受けていないこと
- ⑧ 佐川町に5年以上継続して居住する意思があること



### 対象となる経費は

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った次の①～③の費用が対象です。

- ①結婚を機に、新居となる住宅を購入した場合の費用
- ②結婚を機に、新居となる住宅を賃貸した場合（家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）  
◎勤務先より住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引きます。
- ③結婚を機に、新居に引っ越すためにかかった費用  
◎不用品の処分料、家具家電購入費や友人に頼んで引っ越した場合、自分で車を借りて引っ越した場合は対象になりません。



### 申請期間は

令和7年2月28日（金）まで

ただし、予算額に達した時点で受付は終了となります。

### 申請先・お問い合わせは

佐川町 健康福祉課 子育て支援係

〒789-1202 佐川町乙2310 佐川町健康福祉センターかわせみ

電話 0889-22-7705

FAX 0889-22-7721

令和7年2月28日以降に婚姻し、申請を希望される方は、申請期日までに健康福祉課へご相談ください。

